

第 5 7 2 回

遊佐町議会定例会議案

令和 6 年 6 月 1 1 日

議第 4 2 号

令和 5 年度遊佐町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の承認
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度遊佐町一般会計補正予算（第 9 号）を別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

提 案 理 由

地方譲与税等の確定に伴い、予算に組み入れるため、令和 5 年度遊佐町一般会計補正予算（第 9 号）を専決処分したので、提案するものである。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

専決第6号

令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第9号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

遊佐町長 松 永 裕 美

専決第6号

令和5年度 遊佐町一般会計補正予算に関する専決処分書

令和5年度 遊佐町一般会計補正予算（第9号）

令和5年度 遊佐町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 262,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,896,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年3月31日

遊佐町長 松 永 裕 美

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 地方譲与税		83,213	9,903	93,116
	1. 地方揮発油譲与税	18,972	1,147	20,119
	2. 自動車重量譲与税	54,248	6,409	60,657
	4. 森林環境譲与税	9,993	2,347	12,340
3. 利子割交付金		700	△372	328
	1. 利子割交付金	700	△372	328
4. 配当割交付金		3,800	188	3,988
	1. 配当割交付金	3,800	188	3,988
5. 株式等譲渡所得割交付金		4,900	△92	4,808
	1. 株式等譲渡所得割交付金	4,900	△92	4,808
6. 法人事業税交付金		9,000	6,835	15,835
	1. 法人事業税交付金	9,000	6,835	15,835
7. 地方消費税交付金		295,000	13,910	308,910
	1. 地方消費税交付金	295,000	13,910	308,910
8. 環境性能割交付金		7,300	1,875	9,175
	1. 環境性能割交付金	7,300	1,875	9,175
10. 地方交付税		3,736,545	102,175	3,838,720
	1. 地方交付税	3,736,545	102,175	3,838,720
11. 交通安全対策特別交付金		1,600	△327	1,273
	1. 交通安全対策特別交付金	1,600	△327	1,273

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		911,459	△2,320	909,139
	2. 国庫補助金	599,123	△2,320	596,803
17. 寄附金		1,202,000	137,113	1,339,113
	1. 寄附金	1,202,000	137,113	1,339,113
18. 繰入金		1,007,223	△6,888	1,000,335
	3. 基金繰入金	965,353	△6,888	958,465
歳 入 合 計		10,634,000	262,000	10,896,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総務費		2, 883, 446	233, 583	3, 117, 029
	1. 総務管理費	2, 686, 100	233, 583	2, 919, 683
3. 民生費		2, 267, 722	30, 296	2, 298, 018
	1. 社会福祉費	1, 527, 178	30, 002	1, 557, 180
	2. 児童福祉費	738, 947	294	739, 241
4. 衛生費		486, 379	△2, 399	483, 980
	1. 保健衛生費	329, 409	7, 601	337, 010
	2. 清掃費	137, 570	△10, 000	127, 570
6. 農林水産業費		849, 409	2, 353	851, 762
	1. 農業費	657, 861	6	657, 867
	2. 林業費	137, 882	2, 347	140, 229
7. 商工費		877, 414	22, 396	899, 810
	1. 商工費	877, 414	22, 396	899, 810
9. 消防費		315, 491	△15, 100	300, 391
	1. 消防費	315, 491	△15, 100	300, 391
10. 教育費		749, 212	△9, 129	740, 083
	1. 教育総務費	227, 145	131	227, 276
	2. 小学校費	103, 025	△9, 260	93, 765
	3. 中学校費	90, 408		90, 408
歳 出 合 計		10, 634, 000	262, 000	10, 896, 000

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 . 総 務 費	1 . 総 務 管 理 費	まちづくりセンター整備事業	2, 9 9 7
7 . 商 工 費	1 . 商 工 費	商工振興一般経費	7 5, 9 2 8

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総 括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 町税	1,347,716		1,347,716
2. 地方譲与税	83,213	9,903	93,116
3. 利子割交付金	700	△372	328
4. 配当割交付金	3,800	188	3,988
5. 株式等譲渡所得割交付金	4,900	△92	4,808
6. 法人事業税交付金	9,000	6,835	15,835
7. 地方消費税交付金	295,000	13,910	308,910
8. 環境性能割交付金	7,300	1,875	9,175
9. 地方特例交付金	6,261		6,261
10. 地方交付税	3,736,545	102,175	3,838,720
11. 交通安全対策特別交付金	1,600	△327	1,273
12. 分担金及び負担金	1,695		1,695
13. 使用料及び手数料	33,106		33,106
14. 国庫支出金	911,459	△2,320	909,139
15. 県支出金	672,373		672,373
16. 財産収入	11,037		11,037
17. 寄附金	1,202,000	137,113	1,339,113
18. 繰入金	1,007,223	△6,888	1,000,335
19. 繰越金	533,231		533,231
20. 諸収入	348,341		348,341
21. 町債	417,500		417,500
歳 入 合 計	10,634,000	262,000	10,896,000

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	93,639		93,639				
2. 総務費	2,883,446	233,583	3,117,029	△2,320		133,664	102,239
3. 民生費	2,267,722	30,296	2,298,018			50	30,246
4. 衛生費	486,379	△2,399	483,980			7,381	△9,780
5. 労働費	23,186		23,186				
6. 農林水産業費	849,409	2,353	851,762			2,347	6
7. 商工費	877,414	22,396	899,810			3,000	19,396
8. 土木費	1,054,325		1,054,325				
9. 消防費	315,491	△15,100	300,391				△15,100
10. 教育費	749,212	△9,129	740,083			△11,870	2,741
12. 公債費	1,003,762		1,003,762				
13. 諸支出金	20,015		20,015				
14. 予備費	10,000		10,000				
歳出合計	10,634,000	262,000	10,896,000	△2,320		134,572	129,748

2. 歳 入

(款) 2. 地方譲与税

(項) 1. 地方揮発油譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地方揮発油譲与税	18,972	1,147	20,119	1. 地方揮発油譲与税	1,147	地方揮発油譲与税
計	18,972	1,147	20,119			

(項) 2. 自動車重量譲与税

1. 自動車重量譲与税	54,248	6,409	60,657	1. 自動車重量譲与税	6,409	自動車重量譲与税
計	54,248	6,409	60,657			

(項) 4. 森林環境譲与税

1. 森林環境譲与税	9,993	2,347	12,340	1. 森林環境譲与税	2,347	森林環境譲与税
計	9,993	2,347	12,340			

(款) 3. 利子割交付金

(項) 1. 利子割交付金

1. 利子割交付金	700	△372	328	1. 利子割交付金	△372	利子割交付金
計	700	△372	328			

(款) 4. 配当割交付金

(項) 1. 配当割交付金

1. 配当割交付金	3,800	188	3,988	1. 配当割交付金	188	配当割交付金
計	3,800	188	3,988			

(款) 5. 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1. 株式等譲渡所得割交付金

1. 株式等譲渡所得割交付金	4,900	△92	4,808	1. 株式等譲渡所得割交付金	△92	株式等譲渡所得割交付金
計	4,900	△92	4,808			

(款) 6. 法人事業税交付金

(項) 1. 法人事業税交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 法人事業税交付金	9,000	6,835	15,835	1. 法人事業税交付金	6,835	法人事業税交付金
計	9,000	6,835	15,835			

(款) 7. 地方消費税交付金

(項) 1. 地方消費税交付金

1. 地方消費税交付金	295,000	13,910	308,910	1. 地方消費税交付金	13,910	地方消費税交付金
計	295,000	13,910	308,910			

(款) 8. 環境性能割交付金

(項) 1. 環境性能割交付金

1. 環境性能割交付金	7,300	1,875	9,175	1. 環境性能割交付金	1,875	環境性能割交付金
計	7,300	1,875	9,175			

(款) 10. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

1. 地方交付税	3,736,545	102,175	3,838,720	1. 地方交付税	102,175	特別交付税
計	3,736,545	102,175	3,838,720			

(款) 11. 交通安全対策特別交付金

(項) 1. 交通安全対策特別交付金

1. 交通安全対策特別交付金	1,600	△327	1,273	1. 交通安全対策特別交付金	△327	交通安全対策特別交付金
計	1,600	△327	1,273			

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	325,912	△2,320	323,592	1. 総務管理費補助金	△2,320	クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金
計	599,123	△2,320	596,803			

(款) 17. 寄附金

(項) 1. 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 福祉費寄附金		50	50	1. 福祉寄附金	50	福祉事業寄附金
5. 総務企画費寄附金	1, 202, 000	131, 063	1, 333, 063	1. 企画費寄附金	131, 063	企画事業寄附金 1, 000 ふるさと納税寄附金 119, 664 クラウドファンディング寄附金 399 企業版ふるさと納税寄附金 10, 000
6. 環境衛生費寄附金		6, 000	6, 000	1. 環境衛生費寄附金	6, 000	環境衛生事業寄附金
計	1, 202, 000	137, 113	1, 339, 113			

(款) 18. 繰入金

(項) 3. 基金繰入金

4. 義務教育施設整備基金繰入金	39, 500	△11, 870	27, 630	1. 基金繰入金	△11, 870	義務教育施設整備基金繰入金
10. 環境保全基金繰入金	11, 780	△18	11, 762	1. 基金繰入金	△18	環境保全基金繰入金
18. 企業版ふるさと納税基金繰入金		5, 000	5, 000	1. 基金繰入金	5, 000	企業版ふるさと納税基金繰入金
計	965, 353	△6, 888	958, 465			

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	379, 155		379, 155	△2, 320			2, 320			
2. 文書費	31, 330	474	31, 804				474	13. 使用料及び賃借料	474	〇 A機器賃借料
6. 財産管理費	25, 511	26, 259	51, 770				26, 259	24. 積立金	26, 259	公共施設等総合管理基金積立金
7. 財政調整基金費	266, 749	50, 000	316, 749				50, 000	24. 積立金	50, 000	財政調整基金積立金
8. 企画費	1, 869, 213	156, 850	2, 026, 063			133, 664	23, 186	7. 報償費	30, 000	ふるさとづくり寄附金返礼品
								11. 役務費	21, 000	通信運搬費10, 000 手数料11, 000
								12. 委託料	3, 850	業務委託料
								24. 積立金	102, 000	ふるさと基金積立金61, 000 遊佐パーキングエリアタウン整備基金積立金30, 000 企業版ふるさと納税基金費11, 000
計	2, 686, 100	233, 583	2, 919, 683	△2, 320		133, 664	102, 239			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	1,159,735	30,002	1,189,737				30,002	24. 積立金	30,000	福祉基金積立金
								27. 繰出金	2	低所得者保険料軽減繰出金
計	1,527,178	30,002	1,557,180				30,002			

(項) 2. 児童福祉費

3. 児童福祉施設費	408,217	294	408,511			50	244	18. 負担金補助及び交付金	294	上下水道加入負担金
計	738,947	294	739,241			50	244			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2. 予防費	161,758	2	161,760				2	22. 償還金利子及び割引料	2	感染症予防事業費等国庫補助金返還金
3. 環境衛生費	27,953	7,599	35,552			7,381	218	10. 需用費	200	燃料費
								24. 積立金	7,399	環境保全基金積立金
計	329,409	7,601	337,010			7,381	220			

(項) 2. 清掃費

2. 塵芥処理費	137,570	△10,000	127,570				△10,000	18. 負担金補助及び交付金	△10,000	酒田地区広域行政組合負担金
計	137,570	△10,000	127,570				△10,000			

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

3. 農業振興費	240,106		240,106	175			△175			
4. 畜産業費	8,098	6	8,104	△175			181	18. 負担金補助及び交付金	6	豚熱ワクチン接種支援事業補助金
計	657,861	6	657,867				6			

(項) 2. 林業費

1. 林業振興費	137,477	2,347	139,824			2,347		24. 積立金	2,347	森林環境譲与税活用基金積立金
計	137,882	2,347	140,229			2,347				

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2. 商工振興費	199,657	12,396	212,053				12,396	12. 委託料	12,396	第二次キャッシュレス決済導入促進支援事業委託料
3. 観光費	270,804	10,000	280,804			3,000	7,000	24. 積立金	10,000	観光施設整備基金積立金
計	877,414	22,396	899,810			3,000	19,396			

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

1. 常備消防費	198,474	△2,000	196,474				△2,000	18. 負担金補助及び交付金	△2,000	酒田地区広域行政組合分賦金(経常)
3. 消防施設費	31,676	△13,100	18,576				△13,100	12. 委託料	△1,400	設計監理委託料等
								14. 工事請負費	△7,400	防火水槽設置工事費
								18. 負担金補助及び交付金	△4,300	水道消火栓新設・移設工事負担金
計	315,491	△15,100	300,391				△15,100			

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	78,177	1	78,178				1	11. 役務費	1	手数料
7. 通学対策費	82,495	130	82,625				130	10. 需用費	130	修繕料
計	227,145	131	227,276				131			

(項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	89,440	△9,260	80,180			△11,605	2,345	10. 需用費	△4,700	燃料費
								14. 工事請負費	△4,560	施設改良工事費
2. 教育振興費	13,585		13,585			△128	128			
計	103,025	△9,260	93,765			△11,733	2,473			

(項) 3. 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 学校管理費	83,839		83,839			△137	137			
計	90,408		90,408			△137	137			

議第 4 3 号

遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、関係する規定について、令和 6 年 5 月 2 7 日から施行する必要があるため、遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、提案するものである。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

専決第 1 1 号

遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の改正に伴い、遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 4 月 1 5 日

遊佐町長 松 永 裕 美

遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年4月15日

遊佐町長 松 永 裕 美

遊佐町条例第19号

遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

第2条に次の2号を加える。

（5） 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（6） 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 別紙記載

別表第2 別紙記載

附 則

(施行期日)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日（令和6年5月27日）から施行する。

別表第1（第4条関係）

機 関	事 務
1 町長	遊佐町ひとり親家庭等家賃助成事業実施要綱（平成24年告示第7号）によるひとり親家庭等の家賃助成に関する事務であつて別に定めるもの
2 町長	遊佐町医療給付に関する規則（平成13年規則第21号）による重度心身障がい（児）者医療に関する事務であつて別に定めるもの
3 町長	遊佐町医療給付に関する規則による子育て支援医療に関する事務であつて別に定めるもの
4 町長	遊佐町医療給付に関する規則によるひとり親家庭等医療に関する事務であつて別に定めるもの
5 教育委員会	遊佐町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成27年教育委員会訓令第3号）による就学援助の実施に関する事務で別に定めるもの

別表第 2 (第 4 条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	遊佐町ひとり親家庭等家賃助成事業実施要綱によるひとり親家庭等の家賃助成に関する事務であつて別に定めるもの	(1) 児童扶養手当関係情報であつて別に定めるもの (2) 地方税関係情報であつて別に定めるもの
2 町長	遊佐町医療給付に関する規則による重度心身障がい(児)者医療に関する事務であつて別に定めるもの	(1) 地方税関係情報であつて別に定めるもの (2) 住民票関係情報であつて別に定めるもの
3 町長	遊佐町医療給付に関する規則による子育て支援医療に関する事務であつて別に定めるもの	(1) 地方税関係情報であつて別に定めるもの (2) 住民票関係情報であつて別に定めるもの
4 町長	遊佐町医療給付に関する規則によるひとり親家庭等医療に関する事務であつて別に定めるもの	(1) 地方税関係情報であつて別に定めるもの (2) 住民票関係情報であつて別に定めるもの

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 町長	遊佐町ひとり親家庭等家賃助成事業実施要綱（平成 24 年告示第 7 号）によるひとり親家庭等の家賃助成に関する事務であつて別に定めるもの
2 町長	遊佐町医療給付に関する規則（平成 13 年規則第 21 号）による重度心身障がい（児）者医療に関する事務であつて別に定めるもの
3 町長	遊佐町医療給付に関する規則による子育て支援医療に関する事務であつて別に定めるもの
4 町長	遊佐町医療給付に関する規則によるひとり親家庭等医療に関する事務であつて別に定めるもの
5 教育委員会	遊佐町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成 27 年教育委員会訓令第 3 号）による就学援助の実施に関する事務で別に定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	遊佐町ひとり親家庭等家賃助成事業実施要綱によるひとり親家庭等の家賃助成に関する事務であつて別に定めるもの	(1) 児童扶養手当関係情報であつて別に定めるもの (2) 地方税関係情報であつて別に定めるもの
2 町長	遊佐町医療給付に関する規則による重度心身障がい（児）者医療に関する事務であつて別に定めるもの	(1) 地方税関係情報であつて別に定めるもの (2) 住民票関係情報であつて別に定めるもの
3 町長	遊佐町医療給付に関する規則による子育て支援医療に関する事務であつて別に定めるもの	(1) 地方税関係情報であつて別に定めるもの (2) 住民票関係情報であつて別に定めるもの
4 町長	遊佐町医療給付に関する規則によるひとり親家庭等医療に関する事務であつて別に定めるもの	(1) 地方税関係情報であつて別に定めるもの (2) 住民票関係情報であつて別に定めるもの

議第 4 4 号

遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、遊佐町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定について、令和 6 年 4 月 1 日から施行する必要があるため、遊佐町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、提案するものである。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

専決第 7 号

遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、遊佐町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

遊佐町長 松 永 裕 美

遊佐町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 0 日

遊佐町長 松 永 裕 美

遊佐町条例第 1 5 号

遊佐町税条例の一部を改正する条例

遊佐町税条例(昭和 5 0 年条例第 2 7 号)の一部を次のように改正する。

第 5 1 条第 2 項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 5 1 条第 3 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、第 7 1 条第 2 項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 7 1 条第 3 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、第 1 3 9 条の 3 第 2 項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 1 3 9 条の 3 第 3 項中「によつて」を「により」に改める。

附則第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これからの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。)に限り、適用

する。

附則第6条の見出し中「特定一般用医薬品」を「特定一般用医薬品等」に改め、同条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の6の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除）

第7条の7 令和6年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の9において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の7第2項及び附則第7条の4中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の7第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例）

第7条の8 令和6年度分の個人の町民税に限り、個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

（1） 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係

る個人の町民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の町民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額

（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において、「第1期納期」という。）

においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者

の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の町民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例）

第7条の9 令和6年度分の個人の町民税に限り、第47条の2第1項の

規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の町民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額（附則第7条の7第1項の規定の適用かないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）

並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に

係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年

の 1 月 31 日までの間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第 47 条の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 7 条の 9 第 1 項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

- 3 令和 6 年度分の個人の町民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の町民税の額（第 1 項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

（1） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から第 47 条の 5 第 1 項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を 3 で除して得た金額（当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10 月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の9第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の町民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除)

第7条の10 令和7年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の12

第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条の7第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の7第1項中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、附則第7条の7第2項及び」とする。

附則第10条の2第18項を削り、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

1.2 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は7分の6とする。

附則第10条の2第19項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第20項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、附則第10条の3第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 町長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又

は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改め、附則第 12 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、附則第 13 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、附則第 14 条中「又は第 4 項」を削り、附則第 15 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改め、附則第 16 条の 3 第 3 項に次の 2 号を加える。

（4） 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

（5） 附則第 7 条の 7 及び附則第 7 条の 10 の規定の適用については、附則第 7 条の 7 第 1 項及び附則第 7 条の 10 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条の 3 第 4 項を削り、附則第 16 条の 4 第 3 項に次の 1 号を

加える。

- (5) 附則第7条の7及び附則第7条の10の規定の適用については、
附則第7条の7第1項及び附則第7条の10中「所得割の額」とある
のは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民
税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の7及び附則第7条の10の規定の適用については、
附則第7条の7第1項及び附則第7条の10中「所得割の額」とある
のは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の
所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の7及び附則第7条の10の規定の適用については、
附則第7条の7第1項及び附則第7条の10中「所得割の額」とある
のは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の
所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の7及び附則第7条の10の規定の適用については、
附則第7条の7第1項及び附則第7条の10中「所得割の額」とある
のは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の
所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の7及び附則第7条の10の規定の適用については、
附則第7条の7第1項及び附則第7条の10中「所得割の額」とある
のは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の
所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の7及び附則第7条の10の規定の適用については、
附則第7条の7第1項及び附則第7条の10中「所得割の額」とある

のは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の7及び附則第7条の10の規定の適用については、附則第7条の7第1項及び附則第7条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の7及び附則第7条の10の規定の適用については、附則第7条の7第1項及び附則第7条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の7及び附則第7条の10の規定の適用については、附則第7条の7第1項及び附則第7条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の遊佐町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの期間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び

第4項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議第 4 5 号

遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定について、令和 6 年 4 月 1 日から施行する必要があるため、遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、提案するものである。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

専決第 8 号

遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日

遊佐町長 松 永 裕 美

遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

遊佐町長 松永 裕美

遊佐町条例第16号

遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

遊佐町国民健康保険税条例（昭和50年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第11条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万円5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の遊佐町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議 第 4 6 号

遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定について、令和6年4月1日から施行する必要があるため、遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、提案するものである。

令和6年6月11日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

専決第 9 号

遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

遊佐町長

松 永 裕 美

遊佐町条例第17号

遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例

遊佐町都市計画税条例(平成18年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「昭和50年税条例」を「昭和50年条例」に改める。

附則第2項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、附則第3項及び第4項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、附則第5項及び第6項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、附則第7項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」を削る。

附則第11項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の遊佐町都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議 第 4 7 号

遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

提 案 理 由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、本町の基準条例についても、令和6年4月1日から施行する必要があるため、遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分したので、提案するものである。

令和6年6月11日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

専決第10号

遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

遊佐町長 松 永 裕 美

遊佐町条例第18号

遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）」を「地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 第 4 8 号

令和6年度 遊佐町一般会計補正予算（第1号）

令和6年度 遊佐町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 556,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,605,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年6月11日 提 出

遊佐町長 松 永 裕 美

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		520,470	296,203	816,673
	2. 国庫補助金	221,471	296,203	517,674
15. 県支出金		671,104	58,488	729,592
	2. 県補助金	394,695	58,488	453,183
19. 繰越金		60,000	48,231	108,231
	1. 繰越金	60,000	48,231	108,231
20. 諸収入		368,570	678	369,248
	4. 雑入	105,862	678	106,540
21. 町債		764,100	152,400	916,500
	1. 町債	764,100	152,400	916,500
歳 入 合 計		9,049,000	556,000	9,605,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総務費		1, 999, 426	142, 929	2, 142, 355
	1. 総務管理費	1, 815, 084	23, 025	1, 838, 109
	2. 徴税費	97, 243	119, 904	217, 147
3. 民生費		2, 026, 137	59, 879	2, 086, 016
	1. 社会福祉費	1, 290, 434	55, 629	1, 346, 063
	2. 児童福祉費	733, 760	4, 250	738, 010
4. 衛生費		443, 531	555	444, 086
	1. 保健衛生費	287, 689	555	288, 244
6. 農林水産業費		736, 528	19, 420	755, 948
	1. 農業費	635, 177	18, 920	654, 097
	3. 水産業費	35, 203	500	35, 703
7. 商工費		707, 046	137, 800	844, 846
	1. 商工費	707, 046	137, 800	844, 846
8. 土木費		870, 997	192, 000	1, 062, 997
	2. 道路橋梁費	203, 410	192, 000	395, 410
10. 教育費		821, 195	3, 017	824, 212
	4. 社会教育費	210, 527	3, 017	213, 544
13. 諸支出金		16, 652	400	17, 052
	1. 諸支出金	16, 652	400	17, 052
歳 出 合 計		9, 049, 000	556, 000	9, 605, 000

第2表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
山形県災害・経営安定対策資金	令和7年度から 令和8年度まで	融資総額900千円の融資残高に対し、年1.45%以内で計算した額

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
町道整備事業	57,500	借入先との協定による。	借入先との協定による。ただし、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回った際には、当該見直しを行った利率で借入れができる。	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、又は低利債に借換えることができる。	125,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
観光施設整備事業	9,800				93,800			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町税	1,274,237		1,274,237
2. 地方譲与税	84,676		84,676
3. 利子割交付金	300		300
4. 配当割交付金	3,800		3,800
5. 株式等譲渡所得割交付金	3,500		3,500
6. 法人事業税交付金	12,500		12,500
7. 地方消費税交付金	305,000		305,000
8. 環境性能割交付金	6,700		6,700
9. 地方特例交付金	3,000		3,000
10. 地方交付税	3,428,834		3,428,834
11. 交通安全対策特別交付金	1,600		1,600
12. 分担金及び負担金	1,328		1,328
13. 使用料及び手数料	31,787		31,787
14. 国庫支出金	520,470	296,203	816,673
15. 県支出金	671,104	58,488	729,592
16. 財産収入	10,700		10,700
17. 寄附金	502,000		502,000
18. 繰入金	994,794		994,794
19. 繰越金	60,000	48,231	108,231
20. 諸収入	368,570	678	369,248
21. 町債	764,100	152,400	916,500
歳入合計	9,049,000	556,000	9,605,000

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	93,657		93,657				
2. 総務費	1,999,426	142,929	2,142,355	120,562			22,367
3. 民生費	2,026,137	59,879	2,086,016	59,646			233
4. 衛生費	443,531	555	444,086				555
5. 労働費	34,286		34,286				
6. 農林水産業費	736,528	19,420	755,948	18,488			932
7. 商工費	707,046	137,800	844,846	40,000	84,000		13,800
8. 土木費	870,997	192,000	1,062,997	115,995	68,400		7,605
9. 消防費	329,045		329,045				
10. 教育費	821,195	3,017	824,212				3,017
12. 公債費	960,500		960,500				
13. 諸支出金	16,652	400	17,052				400
14. 予備費	10,000		10,000				
歳 出 合 計	9,049,000	556,000	9,605,000	354,691	152,400		48,909

2. 歳 入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	47,104	180,208	227,312	1. 総務管理費補助金	180,208	物価高騰対応地方創生臨時交付金(給付金・定額減税一体支援枠)
3. 土木費国庫補助金	35,532	115,995	151,527	1. 道路橋梁費補助金	115,995	道路メンテナンス事業費補助
計	221,471	296,203	517,674			

(款) 15. 県支出金

(項) 2. 県補助金

4. 農林水産業費県補助金	306,392	18,488	324,880	1. 農業費補助金	18,488	山形県災害・経営安定対策資金利子補給補助金 6 農地利用効率化等支援交付金 18,482
5. 商工費県補助金	1,984	40,000	41,984	1. 観光費補助金	40,000	自然環境整備交付金
計	394,695	58,488	453,183			

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	60,000	48,231	108,231	1. 前年度繰越金	48,231	前年度繰越金
計	60,000	48,231	108,231			

(款) 20. 諸収入

(項) 4. 雑入

4. 雑入	95,355	678	96,033	2. 雑入	678	機構集積協力金返還金(過年度)
計	105,862	678	106,540			

(款) 21. 町債

(項) 1. 町債

5. 土木債	86,500	68,400	154,900	1. 道路橋梁債	68,400	町道整備事業債
7. 商工債	25,800	84,000	109,800	1. 商工債	84,000	観光施設整備事業債
計	764,100	152,400	916,500			

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2. 文書費	32,346	825	33,171				825	12. 委託料	825	例規整備業務委託料
6. 財産管理費	21,806	2,200	24,006				2,200	12. 委託料	700	不動産鑑定評価業務委託料
								14. 工事請負費	1,500	施設解体工事費
8. 企画費	1,210,161	20,000	1,230,161				20,000	11. 役務費	20,000	通信運搬費
計	1,815,084	23,025	1,838,109				23,025			

(項) 2. 徴税費

1. 税務総務費	65,441	120,692	186,133	120,562			130	1. 報酬	788	会計年度任用職員報酬
								3. 職員手当等	300	給与費明細書のとおり
								4. 共済費	130	職員共済費
								8. 旅費	13	費用弁償
								10. 需用費	80	消耗品費
								11. 役務費	1,191	通信運搬費 861 手数料 330
								12. 委託料	2,190	システム構築業務委託料等
								18. 負担金補助 及び交付金	116,000	定額減税補足給付金
2. 賦課徴収費	31,802	△788	31,014				△788	1. 報酬	△788	会計年度任用職員報酬
計	97,243	119,904	217,147	120,562			△658			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	918,283	55,629	973,912	55,396			233	1. 報酬	473	会計年度任用職員報酬
								3. 職員手当等	300	給与費明細書のとおり
								4. 共済費	78	職員共済費
								8. 旅費	14	費用弁償
								10. 需用費	300	消耗品費
								11. 役務費	231	通信運搬費 172 手数料 59

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
								12. 委託料	1,012	システム構築業務委託料
								13. 使用料及び賃借料	66	〇 A 機器賃借料
								18. 負担金補助及び交付金	53,000	物価高騰対策給付金
								22. 償還金利子及び割引料	155	重点支援地方交付金国庫補助金返還金
計	1,290,434	55,629	1,346,063	55,396			233			

(項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	197,622	4,250	201,872	4,250				18. 負担金補助及び交付金	4,250	低所得者支援給付金
計	733,760	4,250	738,010	4,250						

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

3. 環境衛生費	28,946	555	29,501				555	8. 旅費	461	普通旅費
								10. 需用費	12	食糧費
								11. 役務費	32	手数料
								18. 負担金補助及び交付金	50	遊佐地産地消エネルギー協議会負担金
計	287,689	555	288,244				555			

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

3. 農業振興費	226,368	18,920	245,288	18,488			432	10. 需用費	228	修繕料
								18. 負担金補助及び交付金	18,692	山形県災害・経営安定対策資金利子補給補助金
										10

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
									酒田地区農作物輸出推進協議会負担金 100	
									有害鳥獣被害対策推進事業費補助金 100	
									農地利用効率化等支援交付金 18,482	
計	635,177	18,920	654,097	18,488			432			

(項) 3. 水産業費

1. 水産振興費	32,292	500	32,792				500	18. 負担金補助 及び交付金	500	漁業就業者確保・育成総合支援対策事 業補助金
計	35,203	500	35,703				500			

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

3. 観光費	201,383	137,800	339,183	40,000	84,000		13,800	7. 報償費	10,020	各種観光キャンペーン謝礼等
								10. 需用費	680	印刷製本費
								11. 役務費	3,100	通信運搬費 手数料
								12. 委託料	4,000	山岳避難小屋設計委託料
								14. 工事請負費	120,000	山岳避難小屋整備工事費
計	707,046	137,800	844,846	40,000	84,000		13,800			

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋梁費

2. 道路新設改良費	83,500	192,000	275,500	115,995	68,400		7,605	12. 委託料	2,000	測量設計委託料
								14. 工事請負費	190,000	町道改良工事費
計	203,410	192,000	395,410	115,995	68,400		7,605			

(款) 10. 教育費

(項) 4. 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2. 生涯学習推進費	30,205	1,422	31,627				1,422	14. 工事請負費	1,422	施設改良工事費
6. 文化財保護費	59,039	1,595	60,634				1,595	14. 工事請負費	1,177	施設整備工事費
								17. 備品購入費	418	施設用備品購入費
計	210,527	3,017	213,544				3,017			

(款) 13. 諸支出金

(項) 1. 諸支出金

3. 空家対策費	3,240	400	3,640				400	18. 負担金補助及び交付金	400	空家解体撤去補助金
計	16,652	400	17,052				400			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：人，千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
変 更 後	266	165,860	564,089	355,251	1,085,200	212,450	1,297,650	
変 更 前	266	165,387	564,089	354,651	1,084,127	212,242	1,296,369	
比 較	0	473	0	600	1,073	208	1,281	

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	単身赴任手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当
	変 更 後	15,032	5,610	9,667	3,058	27,223	0	0	157,753	129,282	51	7,575
	変 更 前	14,760	5,610	9,614	3,058	26,623	0	0	157,930	129,430	51	7,575
	比 較	272	0	53	0	600	0	0	△ 177	△ 148	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人，千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
変 更 後	133		504,365	266,560	770,925	160,188	931,113	
変 更 前	133		504,365	265,960	770,325	160,188	930,513	
比 較	0	0	0	600	600	0	600	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	単身赴任手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当
	変更後	15,032	5,610	7,732	3,058	21,838			113,452	92,212	51	7,575
	変更前	14,760	5,610	7,679	3,058	21,238			113,629	92,360	51	7,575
	比 較	272	0	53	0	600	0	0	△ 177	△ 148	0	0

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の基礎となったものについて記載すること

イ 会計年度任用職員

(単位：人，千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
変 更 後	133	165,860	59,724	88,691	314,275	52,262	366,537	
変 更 前	133	165,387	59,724	88,691	313,802	52,054	365,856	
比 較	0	473	0	0	473	208	681	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務 手 当	管理職員特 別勤務手当	単身赴任手 当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手当	児童手当
	変更後			1,935		5,385			44,301	37,070		
	変更前			1,935		5,385			44,301	37,070		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の基礎となったものについて記載すること。

(2) 職員手当の明細 (特別職及び一般職の職員)

(単位:千円)

目名称 (款 - 項 - 目)	職名	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職 手 当	時間外勤 務 手 当	管理職員特 別勤務手当	単身赴任 手 当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	児童手当	合 計
議会費 (1.1.1)	議員	-	-	-	-	-	-	-	12,517	-		-	議員 12,517
	職員	-	-	195	380	-	-	-	2,164	1,811		-	職員 4,550
	会計	-	-	-	-	27	-	-	386	323		-	会計 736
一般管理費 (2.1.1)	長等	-	-	-	-	-	-	-	5,858	-		-	長等 5,858
	職員	2,898	942	1,416	398	18,000	-	-	20,447	16,599	51	1,745	職員 62,496
	会計	-	-	98	-	1,367	-	-	2,418	2,024		-	会計 5,907
企画費 (2.1.8)	会計	-	-	-	-	200	-	-	627	525		-	会計 1,352
税務総務費 (2.2.1)	職員	120	870	516	380	300	-	-	7,537	6,285		120	職員 16,128
賦課徴収費 (2.2.2)	会計	-	-	-	-	56	-	-	1,150	962		-	会計 2,168
戸籍住民基本台帳費 (2.3.1)	職員	360	549	284	-	-	-	-	2,247	1,817		320	職員 5,577
	会計	-	-	-	-	110	-	-	1,142	956		-	会計 2,208
遊佐町長選挙費 (2.4.5)	職員	-	-	-	-	1,035	-	-	-	-		-	職員 1,035
	会計	-	-	-	-	107	-	-	-	-		-	会計 107
山形県知事選挙費 (2.4.9)	職員	-	-	-	-	2,073	-	-	-	-		-	職員 2,073
	会計	-	-	-	-	402	-	-	-	-		-	会計 402
統計調査総務費 (2.5.1)	職員	336	-	30	-	-	-	-	1,148	901		-	職員 2,415
基幹統計調査費 (2.5.2)	職員	-	-	-	-	130	-	-	-	-		-	職員 130
社会福祉総務費 (3.1.1)	職員	996	648	305	380	300	-	-	6,894	5,593		930	職員 16,046
	会計	-	-	-	-	-	-	-	317	266		-	会計 583
児童福祉総務費 (3.2.1)	職員	2,820	150	1,400	-	-	-	-	16,753	13,521		1,300	職員 35,944
	会計	-	-	-	-	-	-	-	386	323		-	会計 709
児童福祉施設費 (3.2.3)	職員	156	-	210	-	-	-	-	2,198	1,772		-	職員 4,336
	会計	-	-	290	-	1,696	-	-	12,185	10,195		-	会計 24,366
保健衛生総務費 (4.1.1)	職員	1,014	336	828	-	-	-	-	10,524	8,588		120	職員 21,410
	会計	-	-	-	-	27	-	-	386	323		-	会計 736
予防費 (4.1.2)	会計	-	-	-	-	71	-	-	706	591		-	会計 1,368
環境衛生費 (4.1.3)	会計	-	-	-	-	-	-	-	378	316		-	会計 694
農業委員会費 (6.1.1)	会計	-	-	-	-	-	-	-	767	641		-	会計 1,408

目名称（款 - 項 - 目）	職名	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職 手 当	時間外勤 務 手 当	管理職員特 別勤務手当	単身赴任 手 当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	児童手当	合 計
農業総務費（6.1.2）	職員	1,056	810	630	380	-	-	-	9,255	7,558		620	職員 20,309
農業振興費（6.1.3）	会計	-	-	-	-	54	-	-	1,153	964		-	会計 2,171
国土調査費（6.1.6）	職員	-	174	114	-	-	-	-	637	533		-	職員 1,458
商工総務費（7.1.1）	職員	1,176	237	356	380	-	-	-	7,137	5,765		480	職員 15,531
商工振興費（7.1.2）	会計	-	-	-	-	61	-	-	386	323		-	会計 770
観光費（7.1.3）	会計	-	-	-	-	9	-	-	386	323		-	会計 718
土木総務費（8.1.1）	職員	150	330	326	380	-	-	-	4,460	3,693		-	職員 9,339
道路維持費（8.2.1）	会計	-	-	-	-	-	-	-	506	423		-	会計 929
道路新設改良費（8.2.2）	職員	378	-	-	-	-	-	-	1,114	866		120	職員 2,478
非常備消防費（9.1.2）	職員	198	-	81	-	-	-	-	2,086	1,711		120	職員 4,196
災害対策費（9.1.5）	会計	-	-	-	-	82	-	-	417	349		-	会計 848
事務局費 （10.1.2）	教育長	-	-	-	-	-	-	-	2,542	-		-	教育長 2,542
	職員	1,476	-	242	380	-	-	-	5,880	4,660		720	職員 13,358
	会計	-	-	-	-	-	-	-	383	321		-	会計 704
教 育 研 究 費 （ 10.1.3 ）	会計	-	-	-	-	-	-	-	5,853	4,898		-	会計 10,751
通 学 対 策 費 （ 10.1.7 ）	会計	-	-	1,320	-	589	-	-	8,179	6,844		-	会計 16,932
小学校学校管理費 （10.2.1）	職員	200	-	53	-	-	-	-	890	730		-	職員 1,873
	会計	-	-	60	-	-	-	-	1,328	1,112		-	会計 2,500
中学校学校管理費 （10.3.1）	職員	738	-	209	-	-	-	-	2,021	1,561		380	職員 4,909
	会計	-	-	-	-	-	-	-	664	556		-	会計 1,220
社会教育総務費 （10.4.1）	職員	540	282	359	-	-	-	-	7,389	6,087		360	職員 15,017
	会計	-	-	-	-	273	-	-	807	675		-	会計 1,755
生涯学習推進費（10.4.2）	会計	-	-	84	-	147	-	-	1,156	967		-	会計 2,354
文化財保護費（10.4.6）	会計	-	-	-	-	-	-	-	831	696		-	会計 1,527
学校保健費 （10.5.1）	職員	420	282	178	-	-	-	-	2,671	2,161		240	職員 5,952
	会計	-	-	83	-	-	-	-	997	834		-	会計 1,914
交通安全対策費（13.1.2）	会計	-	-	-	-	107	-	-	407	340		-	会計 854
合 計		15,032	5,610	9,667	3,058	27,223	-	-	178,670	129,282	51	7,575	376,168

注）「職員」は、会計年度任用職員以外の一般職の職員を示し、「会計」は会計年度任用職員を示す。

議 第 4 9 号

令和6年度 遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度 遊佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,868 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,602,868 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月11日 提 出

遊佐町長 松 永 裕 美

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4. 県支出金		1, 179, 485	4, 868	1, 184, 353
	2. 県補助金	1, 179, 485	4, 868	1, 184, 353
歳 入 合 計		1, 598, 000	4, 868	1, 602, 868

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総務費		40, 215	4, 331	44, 546
	1. 総務管理費	39, 175	4, 331	43, 506
8. 保健事業費		26, 600	537	27, 137
	2. 保健事業費	6, 239	537	6, 776
歳 出 合 計		1, 598, 000	4, 868	1, 602, 868

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	290,249		290,249
2. 使用料及び手数料	51		51
3. 国庫支出金	2		2
4. 県支出金	1,179,485	4,868	1,184,353
8. 財産収入	2		2
9. 繰入金	127,004		127,004
10. 繰越金	1		1
11. 諸収入	1,206		1,206
歳入合計	1,598,000	4,868	1,602,868

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1. 総務費	40,215	4,331	44,546	4,331			
2. 保険給付費	1,167,370		1,167,370				
7. 共同事業拠出金							
8. 保健事業費	26,600	537	27,137	537			
9. 国民健康保険事業費納付金	361,000		361,000				
11. 基金積立金	3		3				
13. 諸支出金	2,812		2,812				
歳出合計	1,598,000	4,868	1,602,868	4,868			

2. 歳 入

(款) 4. 県支出金

(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 保険給付費等交付金	1,179,485	4,868	1,184,353	2. 特別交付金	4,868	特別交付金
計	1,179,485	4,868	1,184,353			

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	37,643	4,331	41,974	4,331				10. 需用費	47	印刷製本費
								12. 委託料	4,284	システム改修委託料等
計	39,175	4,331	43,506	4,331						

(款) 8. 保健事業費

(項) 2. 保健事業費

2. 疾病予防費	5,339	537	5,876	537				11. 役務費	537	通信運搬費
計	6,239	537	6,776	537						

議第 5 0 号

遊佐町犯罪被害者等支援条例の設定について

遊佐町犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

遊佐町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減に向けた取り組みを推進し、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等により直接的な被害を受けた後に、周囲の理解又は配慮に欠ける言動、偏見による誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受けるプライバシーの侵害、精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 関係機関等 国、他の地方公共団体その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(5) 町民等 町内に居住し、通学し、又は通勤する個人及びそれに準ずる者並びにそれらの者が町内において組織する団体をいう。

(6) 事業者 町内に事務所若しくは事業所を有し、又は町内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう適切に行わなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じて適切に行わなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間において、必要な支援が途切れることなく行われるとともに、二次的被害の防止に配慮して行わなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施する責務を有する。

2 町は、前項の施策を実施するにあたっては、犯罪被害者等の支援が円滑に行われるよう、関係機関等と連携し、及び協力するものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう十分に配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状

況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動において犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう十分に配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る民事、刑事等に関する手続きに適切に関与することができるよう、その就労、勤務、休暇等について十分に配慮するよう努めなければならない。

（二次的被害及び再被害の防止）

第7条 町は、犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう、犯罪被害者等のプライバシー及び名誉の保護に努めるものとする。

- 2 町は、犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることのないよう、犯罪被害者等の個人情報の保護に努めるとともに、関係機関等と協力して犯罪被害者等の安全の確保に努めるものとする。

（見舞金の支給）

第8条 町は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金を支給するものとする。

（日常生活等の支援）

第9条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題についての相談に応じ、犯罪被害者等に対し必要な情報の提供その他必要な支援を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

（居住の安定に関する支援）

第10条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、犯罪被害者等に対し、必要な情報の提供その他必要な支援を行うこととする。

（町民等及び事業者の理解の増進）

第11条 町は、啓発活動、広報活動等を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等を支援することの必要性並びに再被害及び二次

的被害の発生を防止することの重要性等について町民等及び事業者の理解を深めるよう、必要な施策を講じるものとする。

（人材の育成）

第 1 2 条 町は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成し、その資質の向上を図るための研修の実施その他必要な措置を行うよう、努めるものとする。

（関係機関の連携等）

第 1 3 条 町が犯罪被害者等の支援を行うに当たっては、必要な支援が適切かつ円滑に行われるよう、当該支援に係る機関が相互に連携し、必要な情報の共有を図るものとする。

（支援の制限）

第 1 4 条 町は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切ではないと認められるときは、この条例による犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（委任）

第 1 5 条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定め、町、町民、事業者等の役割を明らかにするとともに、支援の基本的な事項を定め、総合的な施策を推進することにより、被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的として、提案するものである。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 5 1 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和 4 6 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 7 項に次のただし書を加える。

ただし、6 0 歳を超える職員の第 5 項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）が施行されたことに伴い、6 0 歳を超える職員の昇給に関する規定の整備を図るため、提案するものである。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 5 2 号

遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定について

遊佐町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

第 3 4 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 9 号を次のように改正する。

- (9) 所得税法第 7 8 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 5 6 条中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に定める日から施行する。

- (1) 第 5 6 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

- (2) 第 3 4 条の 7 第 1 項の規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律(令和 6 年法律第 号)の施行する日の属する年の翌年の 1 月 1 日

(町民税に関する経過措置)

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改正後の遊佐町税条例第 3 4 条の 7 第 1 項(第 9 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 9 号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第

1 条の規定による改正前の所得税法第 7 8 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、寄附金税額控除等の規定を整備するため提案するものである。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

遊佐町長 松永 裕 美

議第 5 3 号

遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように制定する。

遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例

遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成 2 6 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中
「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 3 1 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中
「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 4 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中
「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 7 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中
「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある
ときは、当分の間、この条例による改正後の第 2 9 条第 2 項、第 3 1 条
第 2 項、第 4 4 条第 2 項及び第 4 7 条第 2 項の規定は、適用しない。こ
の場合において、この条例による改正前の第 2 9 条第 2 項、第 3 1 条第

2 項、第 4 4 条第 2 項及び第 4 7 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について関係する規定を整備するため、提案するものである。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 5 4 号

遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例

遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例（平成 2 3 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2, 5 0 0 円」を「3, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

他の同規模施設における利用料を鑑み、変更を提案するものである。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 5 5 号

令和 6 年度平津配水池緊急遮断弁設置工事請負契約の締結について

町は、次により工事請負契約を締結することができる。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 令和 6 年度平津配水池緊急遮断弁工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 遊佐町小原田地内 |
| 3 | 工 期 | 着 工 契約の効力発生の日
完 成 令和 7 年 2 月 2 8 日 |
| 4 | 契 約 金 額 | 5 9 , 4 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 山形県飽海郡遊佐町杉沢字奥屋 1 1 8 番地
伊藤建設株式会社
代表取締役 伊藤直道 |

提 案 理 由

令和 6 年度平津配水池緊急遮断弁設置工事について工事請負契約に付するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、提案するものである。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

1 遊佐町長 松 永 裕 美

議第 5 6 号

スクールバス（大型）の取得について

町は、次により財産を取得することができる。

- 1 取得しようとする財産 スクールバス（大型） 1 台
- 2 取得予定価格 2 3 , 7 2 0 , 3 3 0 円
- 3 取 得 先 酒田市北浜町 2 番 8 9 号
株式会社庄交コーポレーション 酒田工場
酒田地区統括部長 阿部 紀久

提 案 理 由

スクールバス（大型）を取得するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものである。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美